

高梁川流域連携中枢都市圏事業  
倉敷市環境学習センター施設見学エコバスツアー等補助金交付要領

(目的)

第1条

高梁川流域圏内の環境保全を推進するためには、圏域の児童・生徒の環境意識の高揚を図る必要がある。小学生・中学生・高校生に対し、環境問題を身近な問題ととらえ、環境学習の機会を提供するため、倉敷市環境学習センター施設見学エコバスツアー等補助金（以下、「補助金」という。）を交付する。

(対象者・対象事業)

第2条

次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 倉敷市・新見市・高梁市・総社市・早島町・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市（以下、「高梁川流域圏」という。）内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・支援学校であること。
- (2) 倉敷市環境学習センターを必ず含んだ施設見学及び環境学習であること。
- (3) 貸切バスを利用した場合、バス1台当たり参加人数は15名以上であること。（ただし、バス運転手、ガイド等の乗務員及び添乗員を除く）
- (4) 水島臨海鉄道を利用した場合、参加人数は15名以上であること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に適当と認めるもの

(補助額)

第3条

貸切バス1台あたり30,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）又は水島臨海鉄道の運賃相当額（30,000円上限）を予算の範囲内で補助する。

ただし、バス出発地点までの個々の交通費及び解散地点からの個々の交通費、昼食代、施設の入場料、ツアー決定後のバスのキャンセル料等は学校の負担とする。

(補助金交付申請)

第4条

補助金の交付を受けようとする学校は、所定の補助金交付申請書を倉敷市に出発日の30日前までに提出し、承認を受けなければならない。ただし、申請できるバスの台数は、1学校につき各年度1台を限度とする。また、水島臨海鉄道の利用は、1学校につき各年度1回を限度とする。

(補助金交付決定)

第5条

倉敷市は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(変更承認)

#### 第6条

補助金の決定を受けた学校は、第4条の規定に基づく申請に係る内容を変更し、又はツアーを中止しようとするときは、所定の補助金交付変更書を倉敷市に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

#### 第7条

事業の完了後は、速やかに所定の実績報告書及び補助金交付請求書を倉敷市に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の支払い)

#### 第8条

倉敷市は、前条の書類を受理したときは、その内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金を支払うものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。